

令和7年度観光ガイド養成プログラム実施及び 観光ガイド活躍機会創出業務委託 仕様書

1. 業務名

令和7年度観光ガイド養成プログラム実施及び観光ガイド活躍機会創出業務委託

2. 事業目的

高付加価値インバウンド旅行者の誘客のためには、三重県の地域の歴史・文化や自然、暮らしや伝統をふまえた質の高い案内ができる観光ガイドの確保が必要であり、継続的な人材育成を図っていく必要がある。また、観光ガイドの人材確保のためには、ガイドの活躍できる場を創出するとともに観光ガイドと活用側のマッチングを図っていくことが重要である。

本業務は、令和6年度に実施した、実践的な英語による観光ガイド人材育成のための講座「観光ガイド養成プログラム」をブラッシュアップのうえ実施するとともに、プログラム受講者が、観光ガイドとして活躍する場を創出するためのマッチング機会の提供を行うことで、県内における観光ガイドの担い手となる人材育成を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約の日から令和8年3月20日（金）まで

4. 業務内容

三重県内の観光コンテンツを案内できる観光ガイドを育成するため、昨年度実施した観光ガイド養成プログラムをブラッシュアップし、実施すること。また、プログラム修了認定者については、実際にガイドとして活躍する機会を創出するためのマッチング等の対応を行うこと。なお、本育成事業では英語ガイドを対象とする。

（1）養成プログラムのブラッシュアップ

（ア）令和6年度に実施した「観光ガイド養成プログラム」カリキュラム

回数	実施内容	講師
1回目	座学・ワークショップ研修 （一般的なスキル&ガイドング手法）	(株)マイソリューションズ 山村 真砂子 氏 (株)羅針盤 平沢 真実子 氏
2回目	座学・ワークショップ研修 （三重県の基本情報(伊勢志摩/東紀州/伊賀地域)	●伊勢志摩地域 全国通訳案内士 村口 優子氏 ●伊賀地域 伊賀流忍者博物館 学芸員 幸田 知春 氏 ●東紀州地域 熊野古道伊勢路語り部友の会 松永 洋一 氏
3回目	座学・ワークショップ研修 （旅程管理・危機管理プログラム）	(株)J&J ヒューマンソリューションズ 押手 敬夫 氏
4回目	全国トップガイドによるガイドング体験・意見交換会・交流会	一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー マイク ローズ 氏 ほか

5, 6, 7, 8回目 ※3地域のうち 2地域参加	伊勢志摩地域フィールドワーク 1 回目(知識習得編)	全国通訳案内士 村口 優子 氏
	伊勢志摩地域フィールドワーク 2 回目(ガイド実践編)	全国通訳案内士 安井 久美 氏
	伊賀地域フィールドワーク 1 回目(知識習得編)	いがうえの語り部の会 田畑 寛一 氏 ほか
	伊賀地域フィールドワーク 2 回目(ガイド実践編)	全国通訳案内士 伊藤 えりか 氏
	東紀州地域フィールドワーク 1 回目(知識習得編)	熊野古道伊勢路語り部友の会 川口有三 氏
	東紀州地域フィールドワーク 2 回目(ガイド実践編)	全国通訳案内士 栗林 紀美 氏

(イ) ブラッシュアップの方向性

- ・ 基本的なガイドスキル・ガイディング手法、県内の観光情報、旅程管理・危機管理については必須としつつ、講座内容、回数、形式（座学、ワークショップ、フィールドワーク等）、時間等に関して効果的なプログラムとなるよう全体を設計すること。（「【別添資料】カリキュラムおよび実施日時」にて昨年度のカリキュラム詳細を参考にする）
- ・ 講師の選定・調整については、効果や適任性を重視し人選・調整を行うこと。
- ・ 1 回目の「座学・ワークショップ研修（一般的なスキル&ガイディング手法）」については、受講者間の交流を重視しワークショップ形式を採用すること。
- ・ 2、3 回目の座学研修については、簡素化のためオンラインやアーカイブを積極的に活用すること。
- ・ 4 回目の全国トップガイドによるガイディング体験については、トップレベルのガイドの技法・話術を全ての受講者が体験できるよう、受講人数等工夫をすること。
- ・ 受講者が実際にガイドの実践を行う 7、8 回のガイド実践編について、受講者個別のガイド実践時間がしっかり確保されるよう工夫すること。

<提案ポイント>

- ・ 効果的な養成プログラムになるよう、講座内容や講師について、できるだけ具体的に提案すること。

(2) 養成プログラムの実施・運営

(ア) 受講者募集

以下の受講者に求める要件をふまえ、30 名程度を募集すること。

【受講者に求める要件】

- ・ 全国通訳案内士、地域通訳案内士の有資格者である必要はないが、一定の英語力を備えるものであること。
- ・ 三重県の観光ガイドとして活動する意欲があること。
- ・ 募集に際しては、チラシ作成、Web 告知などにより、大学、専門学校、観光協会への周知など、効果的な募集を行うこと。
- ・ 三重県内で新たな観光ガイドとして活動を希望する者だけでなく、近隣県で既に観光ガイドとして活躍している者で、今後、三重県内での観光ガイドとしても活動を希望する者に対しても、積極的に募集を行うこと。
- ・ 養成プログラムへの参加に際しては、交通費、食事、入館料、宿泊料等の実費を要する場合は、受講者に対し費用負担を求めること。なお、養成プログラムの参加料は無料とする。

<提案ポイント>

- ・効果的な受講者の募集方法、周知先等について、できるだけ具体的に提案すること。

(イ) 講座の実施

- ・講座については令和6年度のスケジュールを参考に県と協議のうえスケジュールを設定すること。
- ・会場準備、受付、資料配布、受講者の出欠管理等の一般的な講座運営を行うこと。
- ・講座については、全回への参加必須を原則とするが、一部の回にやむを得ず参加できない等の受講者に対する救済措置を設けること。救済措置の内容や実施の可否については、県と協議すること。
- ・受講者との連絡調整、出欠管理、名簿作成を行い、各回の受講者についてその都度、県へ報告すること。
- ・講座の実施に際しては、適宜アンケートを実施し、受講者の声を運営に反映させること。

(ウ) 修了認定

- ・受講者のうち、講座全回への出席者（参加できなかった場合の救済措置を受けた者を含む）を修了者とし、修了証を交付すること。
- ・修了者のうち、一定の評価を受けた者（10名程度）を修了認定者とし、修了認定証を交付すること。
- ・修了認定者の評価については、講座で行うフィールドワーク研修の「ガイド実践編」における個別受講者のガイド実践を講師が評価する形で行う。
- ・「令和6年度観光ガイド養成プログラム」の修了者で修了認定を希望する者は、令和7年度のフィールドワーク研修「ガイド実践編」に参加し、修了認定のための評価を受けることができるものとする。
- ・上記、令和6年度の修了者が修了認定の評価を受ける場合、令和7年度で修了認定を行う10名程度とは別に修了認定者として修了認定証を交付する。

(エ) 個別プロフィールの作成

- ・上記の修了認定者を紹介するための個別プロフィールを作成し、県内DMO・観光団体等へ配布するとともに、三重県観光連盟の観光ガイド紹介Webサイトに掲載すること。
 - ・個別プロフィール作成にあたっては、修了認定者にオンライン等で面談を行い、下記のような項目についてヒアリングを行うこと。
- 〔対応言語、得意分野、得意エリア、自己PR、ガイド希望分野、メールアドレス 等〕

(3) 観光ガイドとしての活躍機会創出のためのマッチング会の実施

- ・(2)(ウ)の修了認定者に対し、観光ガイドとしての活躍機会を創出するため、訪日外国人旅行者に対応できる観光ガイドを求める、旅行会社、体験事業者、宿泊施設、観光協会等とのオンラインマッチング会を1回以上実施すること。
- ・マッチング会では、個々の観光ガイドが自身のガイドスキルや得意分野などを十分にPRできるよう工夫をすること。

- ・また、単なる求人・求職の場とするのではなく、県内のインバウンド観光客の動向や観光ガイドの現状、活躍の可能性のある分野・地域、仕事の探し方など、幅広い意見交換ができるように工夫をすること。

<提案ポイント>

- ・観光ガイドを求める側、ガイド機会を求める側の双方に納得感や満足感を得られるようなマッチング会の内容について、できるだけ具体的に提案すること。

5. 完了報告

業務完了後、遅延なく下記の書類を添えて完了報告を行い、検査を受けること。

- (1) 完了報告書 1部（完了報告書には以下の内容を含むこと）

- ・ 4. (2) (イ) 養成プログラムのカリキュラム、講座レジュメ（講座テキスト、投影資料 等）、受講者名簿、アーカイブ用動画
- ・ 4. (2) (ウ) 修了者および修了認定者のリスト
- ・ 4. (2) (エ) 個別プロフィール
- ・ 4. (3) マッチング参加者（受講者、事業者）一覧、マッチング会の状況が分かる資料、実施後のアンケート結果分析

- (2) 成果物又は状況写真 1式（実施状況など実績をまとめたもの）

- (3) その他必要と思われる資料 1式

6. その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県観光部観光振興課と協議しながら進めるものとする。
- (2) 委託期間内において、必要に応じて三重県観光部観光振興課との業務打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者が（3）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (6) 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。
- (7) 本業務で得られた写真や画像等の利用に際しては、本県の承諾を得て行うものとする。